

第26号議案

加東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件

加東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月1日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

加東市国民健康保険税条例（平成18年加東市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第3条見出し中「係る」の右に「基礎課税額の」を加え、同条第1項中「100分の7.75」を「100分の6.82」に改める。

第4条見出し中「係る」の右に「基礎課税額の」を加え、同条中「3万2,000円」を「2万9,400円」に改める。

第5条見出し中「係る」の右に「基礎課税額の」を加え、同条第1号中「第23条」を「第23条第1項」に、「22,000円」を「19,100円」に改め、同条第2号中「11,000円」を「9,550円」に改め、同条第3号中「16,500円」を「14,325円」に改める。

第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削り、「100分の2.75」を「100分の2.67」に改める。

第7条の2第1号中「7,600円」を「7,200円」に改め、同条第2号中「3,800円」を「3,600円」に改め、同条第3号中「5,700円」を「5,400円」に改める。

第8条中「100分の2.48」を「100分の2.63」に改める。

第9条中「1万2,600円」を「1万3,500円」に改める。

第9条の2中「6,400円」を「6,700円」に改める。

第13条第1項中「第23条」を「第23条第1項又は第2項」に、「同条」を「その減額後」に改める。

第23条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係

る」の右に「基礎課税額の」を加え、「22,400円」を「20,580円」に改め、同号イ中「係る」の右に「基礎課税額の」を加え、同号イ(ア)中「15,400円」を「13,370円」に改め、同号イ(イ)中「7,700円」を「6,685円」に改め、同号イ(ウ)中「11,550円」を「10,028円」に改め、同号エ(ア)中「5,320円」を「5,040円」に改め、同号エ(イ)中「2,660円」を「2,520円」に改め、同号エ(ウ)中「3,990円」を「3,780円」に改め、同号オ中「8,820円」を「9,450円」に改め、同号カ中「4,480円」を「4,690円」に改め、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係る」の右に「基礎課税額の」を加え、「16,000円」を「14,700円」に改め、同号イ中「係る」の右に「基礎課税額の」を加え、同号イ(ア)中「11,000円」を「9,550円」に改め、同号イ(イ)中「5,500円」を「4,775円」に改め、同号イ(ウ)中「8,250円」を「7,163円」に改め、同号エ(ア)中「3,800円」を「3,600円」に改め、同号エ(イ)中「1,900円」を「1,800円」に改め、同号エ(ウ)中「2,850円」を「2,700円」に改め、同号オ中「6,300円」を「6,750円」に改め、同号カ中「3,200円」を「3,350円」に改め、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係る」の右に「基礎課税額の」を加え、「6,400円」を「5,880円」に改め、同号イ中「係る」の右に「基礎課税額の」を加え、同号イ(ア)中「4,400円」を「3,820円」に改め、同号イ(イ)中「2,200円」を「1,910円」に改め、同号イ(ウ)中「3,300円」を「2,865円」に改め、同号エ(ア)中「1,520円」を「1,440円」に改め、同号エ(イ)中「760円」を「720円」に改め、同号エ(ウ)中「1,140円」を「1,080円」に改め、同号オ中「2,520円」を「2,700円」に改め、同号カ中「1,280円」を「1,340円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,410円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,350円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 11,760円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14,700円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次

に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 665円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2, 775円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4, 440円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5, 550円

第23条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める。

附則第7項中「第23条」を「第23条第1項」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第8項、第9項及び第11項から第18項までの規定中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条、第4条及び第5条の改正規定（「係る」の右に「基礎課税額の」を加える部分に限る。）、第6条の改正規定（「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る部分に限る。）並びに第23条の改正規定（「係る」の右に「基礎課税額の」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の加東市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第26号議案 要旨

加東市国民健康保険税条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

国民健康保険制度の財政運営の責任主体である兵庫県が定めた国民健康保険事業費納付金を納めるための財源を確保し、今後の保険料水準の統一を段階的に進めるため、税率の改定について、所要の改正を行うものである。

また、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）及び全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第253号）が公布され、地方税法（昭和25年法律第226号）及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）が改正されることに伴い、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割を減額することについて、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

(1) 税率等の改正（第3条～第9条の2関係）

次の表のとおり税率（被保険者均等割額及び世帯別平等割額を含む。）を改める。

（単位：円）

	基礎課税額分 （医療給付費分）		後期高齢者支援金 等課税額分		介護納付金 課税額分		合 計	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割額 の税率	7.75%	6.82%	2.75%	2.67%	2.48%	2.63%	12.98%	12.12%
被保険者 均等割額	32,000	29,400	改正なし 11,100		12,600	13,500	55,700	54,000
世帯別 平等割額	特定世帯 及び特定 継続世帯 以外の世 帯 22,000	特定世帯 及び特定 継続世帯 以外の世 帯 19,100	特定世帯 及び特定 継続世帯 以外の世 帯 7,600	特定世帯 及び特定 継続世帯 以外の世 帯 7,200	6,400	6,700	36,000	33,000
	特定世 帯 11,000	特定世 帯 9,550	特定世 帯 3,800	特定世 帯 3,600			21,200	19,850
	特定継続 世帯 16,500	特定継続 世帯 14,325	特定継続 世帯 5,700	特定継続 世帯 5,400			28,600	26,425

※特定世帯とは、国民健康保険加入者が後期高齢者医療制度に移行することにより、国民健康保険の被保険者が1人となった世帯のこと。

※特定継続世帯とは、特定世帯に該当して5年経過後8年を超えない世帯のこと。

(2) 低所得者層に対する国民健康保険税の減額の改正（第23条関係）

低所得者層については、その世帯等の所得額に応じて被保険者均等割額及び世帯別平等割額から一定の割合に相当する額を減額しているが、(1)の改正に伴い、次の表のとおり減額する額を改める。

(単位：円)

減額の種類		減額する額								
		基礎課税額分 (医療給付費分)		後期高齢者支援金等 課税額分		介護納付金課税額分				
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後			
7 割 軽 減	被保険者 均等割額	22,400	20,580	改正なし (7,770)		8,820	9,450			
	世帯別 平等割額	特定世帯及 び特定継続 世帯以外の 世帯	15,400	13,370	特定世帯及 び特定継続 世帯以外の 世帯	5,320	特定世帯及 び特定継続 世帯以外の 世帯	5,040	4,480	4,690
		特定世帯	7,700	6,685	特定世帯	2,660	特定世帯	2,520		
		特定継続世 帯	11,550	10,028	特定継続世 帯	3,990	特定継続世 帯	3,780		
5 割 軽 減	被保険者 均等割額	16,000	14,700	改正なし (5,550)		6,300	6,750			
	世帯別 平等割額	特定世帯及 び特定継続 世帯以外の 世帯	11,000	9,550	特定世帯及 び特定継続 世帯以外の 世帯	3,800	特定世帯及 び特定継続 世帯以外の 世帯	3,600	3,200	3,350
		特定世帯	5,500	4,775	特定世帯	1,900	特定世帯	1,800		
		特定継続世 帯	8,250	7,163	特定継続世 帯	2,850	特定継続世 帯	2,700		
2 割 軽 減	被保険者 均等割額	6,400	5,880	改正なし (2,220)		2,520	2,700			
	世帯別 平等割額	特定世帯及 び特定継続 世帯以外の 世帯	4,400	3,820	特定世帯及 び特定継続 世帯以外の 世帯	1,520	特定世帯及 び特定継続 世帯以外の 世帯	1,440	1,280	1,340
		特定世帯	2,200	1,910	特定世帯	760	特定世帯	720		
		特定継続世 帯	3,300	2,865	特定継続世 帯	1,140	特定継続世 帯	1,080		

(3) 未就学児に対する被保険者均等割の減額の改正（第23条関係）

未就学児の被保険者均等割について、(1)及び未就学児に係る被保険者均等割の減額の規定を追加することに伴い、次の表のとおりとする。

(単位：円)

	基礎課税額分（医療給付費分）			後期高齢者支援金等課税額分		
	課税額	減額分		課税額	減額分	
		低所得者層分	未就学児分		低所得者層分	未就学児分
軽減なし	29,400	0	14,700	11,100	0	5,550
7割軽減		20,580	4,410		7,770	1,665
5割軽減		14,700	7,350		5,550	2,775
2割軽減		5,880	11,760		2,220	4,440

(4) 条項の項ずれを改めること。（第5条、第13条、第23条、第23条の2及び附則関係）

(5) 所要の文言整理を行うこと。（第3条、第4条、第5条、第6条及び第23条関係）

3 国民健康保険財政への影響

税率改正による国民健康保険税額の減額見込 約48,700千円

未就学児に対する被保険者均等割の減額分の補填に係る割合については、国2分の1、県4分の1、市4分の1である。当該補填における国と県の負担分については、負担金が交付され、その負担金と市負担4分の1と合わせて一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れる。

4 施行期日 令和4年4月1日（2(5)関係 公布の日）

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(国民健康保険の被保険者に係る_____所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.75</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る_____被保険者均等割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>3万2,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る_____世帯別平等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.82</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の被保険者均等割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万9,400円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の世帯別平等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世</p>

帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の2及び第23条 _____ において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の2及び第23条 _____ において同じ。）以外の世帯 22,000円

(2) 特定世帯 11,000円

(3) 特定継続世帯 16,500円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.75を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）

第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,600円

帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。）以外の世帯 19,100円

(2) 特定世帯 9,550円

(3) 特定継続世帯 14,325円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第6条 第2条第3項の所得割額は、 _____ 基礎控除後の総所得金額等に100分の2.67を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）

第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,200円

(2) 特定世帯 3,800円

(3) 特定継続世帯 5,700円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.48を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万2,600円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,400円とする。

(納税義務者の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額(第23条_____の規定による減額が行われた場合には、同条_____の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

2～9 (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義

(2) 特定世帯 3,600円

(3) 特定継続世帯 5,400円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.63を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万3,500円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,700円とする。

(納税義務者の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額(第23条第1項又は第2項の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

2～9 (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義

務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5 _____ に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5 _____ に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5 _____ に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の

務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の

収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る_____被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について22,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る_____世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,400円

(イ) 特定世帯 7,700円

(ウ) 特定継続世帯 11,550円

ウ (略)

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,320円

収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について20,580円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,370円

(イ) 特定世帯 6,685円

(ウ) 特定継続世帯 10,028円

ウ (略)

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,040円

(イ) 特定世帯 2, 660円

(ウ) 特定継続世帯 3, 990円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について8, 820円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について4, 480円

(2) 法第703条の5 _____に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る _____被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について16, 000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る _____世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11, 000

(イ) 特定世帯 2, 520円

(ウ) 特定継続世帯 3, 780円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について9, 450円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について4, 690円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る 基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について14, 700円

イ 国民健康保険の被保険者に係る 基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9, 550円

円

(イ) 特定世帯 5, 500円

(ウ) 特定継続世帯 8, 250円

ウ (略)

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3, 800円

(イ) 特定世帯 1, 900円

(ウ) 特定継続世帯 2, 850円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6, 300円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3, 200円

(3) 法第703条の5 _____ に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人に

—

(イ) 特定世帯 4, 775円

(ウ) 特定継続世帯 7, 163円

ウ (略)

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3, 600円

(イ) 特定世帯 1, 800円

(ウ) 特定継続世帯 2, 700円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6, 750円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3, 350円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人に

つき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る_____被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について6,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る_____世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,400円

(イ) 特定世帯 2,200円

(ウ) 特定継続世帯 3,300円

ウ (略)

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,520円

(イ) 特定世帯 760円

(ウ) 特定継続世帯 1,140円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,520円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯

つき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について5,880円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,820円

(イ) 特定世帯 1,910円

(ウ) 特定継続世帯 2,865円

ウ (略)

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,440円

(イ) 特定世帯 720円

(ウ) 特定継続世帯 1,080円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,700円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯

について1, 280円

について1, 340円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4, 410円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7, 350円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 11, 760円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14, 700円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 665

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第3条及び前条の _____ 規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第13条第9項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号 _____ 中「総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「総所得金額(第13条第9項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び山林所得金額」とする。

㊦

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2, 775

㊦

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4, 440

㊦

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5, 550円

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第13条第9項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「総所得金額(第13条第9項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び山林所得金額」とする。

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条 _____ の規定の適用については、同条中「法第703条の5 _____」に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5 _____」に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条 _____ の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項」に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項」に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中

「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」

「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」

と、第23条 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6

と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6

条、第8条及び第23条_____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条_____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条_____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条_____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条_____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条_____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条_____の規定の適用については、第3条第1項中

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項_____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項_____の規定の適用については、第3条第1項中

「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条 _____ において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条 _____ 中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条 _____ の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12

「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12

条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条 _____ において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額()とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額()と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条 _____ 中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条 _____ の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額()とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の

条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額()とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額()と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額()とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の

2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等

2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等

の額」と、第23条 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

令和4年度における国民健康保険税率の改正の概要

1 税率改正に対する本市の考え方

平成30年度から国民健康保険制度は改正（広域化）され、国は、将来的に保険料水準の統一（市町ごとの医療費の水準にかかわらず、同一都道府県内において、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば、同じ保険料）を目指しています。兵庫県においても、県が財政運営の責任主体となり、県全体で必要な医療費を県全体で賄う市町間の支え合いの仕組みのもと、歳出の保険給付費に当たる医療費等は、県交付金で交付され、また、県が算定した国民健康保険事業費納付金（保険税負担）を、県に納めるという制度に改正されました。

県は県全体の保険給付費等の見込みに対して、市町の所得水準等に応じて国民健康保険事業費納付金額を算出します。これをもとに、毎年度各市町へ標準保険料率が提示されていますが、本市において、平成30年度、令和元年度の標準保険料率は、本市の税率を上回る率であったため、被保険者の急激な負担の増加を抑えるため、財政調整基金（以下「基金」という。）約106,000千円を活用し、税率を据え置きました。

令和2年度については、現行保険税率と標準保険料率との差を2分の1ずつ現行保険税率に上乘せした率で税率の改正を行い、令和3年度については、県が提示する標準保険料率に合わせる形で税率を上げる改正を行いました。将来、県内での保険料が統一された時には、県が提示する標準保険料率が市の保険税率と同一となるという考え方が基本になることから、今後は、県が提示する標準保険料率に準じて本市の保険税率を決定していきたいと考えます。

令和4年度については、県へ納付する国民健康保険事業費納付金を含め、歳出総額が約4,081,000千円必要であると見込んでおり、それに対し、国、県交付金等である歳入約3,380,000千円を差し引くと、約701,000千円を税収として確保しなければなりません。新型コロナウイルス感染症の影響で所得が落ち込むことを予測し、基金を活用することで、本市の国民健康保険特別会計の安定的な運営を図ることができると考えております。

県が提示する令和4年度の標準保険料率は、以下のとおりです。

令和4年度の標準保険料率

(単位:円)

	基礎課税額分 (医療給付費分)	後期高齢者支援 金等課税額分	介護納付金 課税額分	合計
所得割の税率	6.82%	2.67%	2.63%	12.12%
被保険者均等割額	29,456	11,185	13,554	54,195
世帯別平等割額	19,176	7,282	6,730	33,188

2 令和4年度の標準保険料率と本市の現行保険税率との比較

(単位：円)

	標準保険料率				現行保険税率			
	基礎課税額分 (医療給付費分)	後期高齢者支援金等課税額分	介護納付金課税額分	計	基礎課税額分 (医療給付費分)	後期高齢者支援金等課税額分	介護納付金課税額分	計
所得割の税率	6.82%	2.67%	2.63%	12.12%	7.75%	2.75%	2.48%	12.98%
被保険者均等割額	29,456	11,185	13,554	54,195	32,000	11,100	12,600	55,700
世帯別平等割額	19,176	7,282	6,730	33,188	22,000	7,600	6,400	36,000

比較

(単位：円)

	基礎課税額分 (医療給付費分)	後期高齢者支援等課税額分	介護納付金課税額分	全体の増減
所得割の税率	▲0.93%	▲0.08%	0.15%	▲0.86%
被保険者均等割額	▲2,544	85	954	▲1,505
世帯別平等割額	▲2,824	▲318	330	▲2,812

各税率等による試算

試算の条件

①被保険者数等の数値は下記のとおり設定

()内は介護分該当者(40歳以上65歳未満)

- ・被保険者数：7,267人(2,183人)
- ・世帯数：4,584世帯(1,835世帯)

②税収見込額は、調定額合計に93%の収納率を乗じる

③総所得金額は給与所得のみ5%減の見込み

試算結果

(単位：千円)

	基礎課税額分 (医療給付費分)	後期高齢者支援 金等課税額分	介護納付金 課税額分	調定額 合計
標準保険料率	480,021	181,393	66,700	728,114
現行保険税率	532,867	184,527	63,122	780,516

税収見込額

(単位：千円)

	税収見込額	必要額	必要額との差 額
標準保険料率	677,146	701,000	▲23,854
現行保険税率	725,880	681,000	44,880
差額(標準—現行)	▲48,734	—	—

上記より標準保険料率で試算した結果、税収見込額としては、約677,146千円、不足額は23,854千円です。

現行保険税率で試算した結果、税収見込額としては、約725,880千円で、44,880千円の余剰が生じます。(税収見込額が減額することにより、国、県交付金についても減額されるため、現行保険税率より標準保険料率の必要額が高額になります。)

3 税率の決定

基金の状況について、現在の基金保有額は99,230千円ですが、令和3年度の決算見込みでは、25,091千円の繰り入れを行う予定のため、令和4年度当初の基金保有予定額は74,139千円になります。

前述で試算した標準保険料率と比べた現行保険税率の不足額(必要額との差額)を基金繰入した場合、令和4年度末の基金残高の見込みは次のとおりです。

基金の状況

(単位：千円)

	令和4年度当初 基金保有予定額	基金取崩額	令和4年度末 基金残高
標準保険料率	74,139	▲23,854	50,285
現行保険税率		44,880	119,019

現行保険税率の場合は、44,880千円の余剰が生じる見込みです。標準保険料率の場合は基金の繰入が必要ですが、基金残高の範囲内であるため補填が可能であり、国保事業は運営可能であると見込まれます。

将来、県内での保険料が統一され、県が提示した標準保険料率に準じた保険税率となること、令和3年度の当市の保険税率は標準保険料率に準じていることから、今後の本

市の保険税率は、基金残高を考慮しつつ、年度毎に増減する標準保険料率に準じて決定していきたいと考えます。

よって、令和4年度は、基金を活用しつつ、県が示す標準保険料率相当の税率に改正することが適切であると考え、改正税率（案）のとおり改正します。

改正税率（案）

（単位：円）

	基礎課税額分 （医療給付費分）	後期高齢者支援金等 課税額分	介護納付金 課税額分
所得割の税率	6.82%	2.67%	2.63%
被保険者均等割額	29,400	11,100	13,500
世帯別平等割額	19,100	7,200	6,700

※被保険者均等割額、世帯別平等割額については、標準保険料率の100円未満を切捨

現行保険税率と改正税率（案）との差額

（単位：円）

	基礎課税額分 （医療給付費分）	後期高齢者支援金 等課税額分	介護納付金 課税額分	全体の増減
所得割の税率	▲0.93%	▲0.08%	0.15%	▲0.86%
被保険者均等割額	▲2,600	0	900	▲1,700
世帯別平等割額	▲2,900	▲400	300	▲3,000

4 被保険者への影響額

調定額による1人当たり平均額（試算）

（単位：円）

	基礎課税額分 （医療給付費分）	後期高齢者支援 金等課税額分	介護納付金 課税額分	合計
標準保険料率	66,000	24,900	30,500	121,400
現行保険税率	73,300	25,300	28,900	127,500

世帯所得、構成によるシミュレーション

① 給与所得者が1人の場合

（単位：円）

所得	被保険者数	軽減項目	現行	改正後	差額
0円	1人 (介護1人)	7割軽減	27,500	25,900	▲1,600
100万円		軽減なし	165,500	155,900	▲9,600
200万円		軽減なし	295,300	277,100	▲18,200
400万円		軽減なし	554,900	519,500	▲35,400

0 円	2 人 (介護 2 人)	7 割軽減	44,100	42,200	▲1,900
100 万円		5 割軽減	147,500	139,500	▲8,000
200 万円		軽減なし	351,000	331,100	▲19,900
400 万円		軽減なし	610,600	573,500	▲37,100
0 円	4 人 (介護 2 人)	7 割軽減	70,000	66,500	▲3,500
100 万円		5 割軽減	190,600	180,000	▲10,600
200 万円		2 割軽減	390,500	367,700	▲22,800
400 万円		軽減なし	696,800	654,500	▲42,300

②年金所得者が 1 人の場合

(単位：円)

所得	被保険者数	軽減項目	現行	改正後	差額
0 円	1 人 (介護なし)	7 割軽減	21,800	19,900	▲1,900
100 万円		2 割軽減	117,900	107,400	▲10,500
200 万円		軽減なし	237,400	215,700	▲21,700
0 円	2 人 (介護なし)	7 割軽減	34,700	32,100	▲2,600
100 万円		5 割軽減	117,600	107,700	▲9,900
200 万円		軽減なし	280,500	256,200	▲24,300
0 円	2 人 (介護 1 人)	7 割軽減	40,400	38,100	▲2,300
100 万円		5 割軽減	127,100	117,800	▲9,300
200 万円		軽減なし	299,500	276,400	▲23,100

5 参考資料

(1) 国民健康保険加入状況の推移

年 度			H29	H30	R1	R2	R3
世帯数 (世帯)			4,806	4,723	4,659	4,771	4,641
被 保 険 者 数 (人)	全 体	総 数	7,958	7,676	7,547	7,575	7,392
		退職被保険者等	116	26	2	0	0
		一般被保険者	7,842	7,650	7,545	7,575	7,392
	未就学児 (再掲)	総 数	237	220	202	186	169
		退職被保険者等	0	0	0	0	0
		一般被保険者	237	220	202	186	169
	前期高齢者 (再掲)	総 数	3,584	3,617	3,615	3,659	3,647
		退職被保険者等	/	/	/	/	/
		一般被保険者	3,584	3,617	3,615	3,659	3,647
	70歳以上 (再掲)	総 数	1,548	1,749	1,883	1,993	2,036
		退職被保険者等	/	/	/	/	/
		一般被保険者	1,548	1,749	1,883	1,993	2,036
	70歳以上 現役並み所 得者(再掲)	総 数	100	114	114	108	108
		退職被保険者等	/	/	/	/	/
		一般被保険者	100	114	114	108	108

※数字はいずれも年度末 (R3はR3.12月末日現在)

(2) 国民健康保険税収納率の状況

(単位: %)

	H29	H30	R1	R2	R2 (12月末)	R3 (12月末)
現年課税分	94.71	94.71	94.47	93.77	71.78	71.64
滞納繰越分	19.69	18.61	18.08	15.98	12.96	12.69
合 計	75.97	76.48	76.78	77.35	59.40	59.65

(3) 短期被保険者証の交付状況 (R3.12月末)

世帯数 4,641世帯

滞納世帯数 380世帯 内訳 1ヶ月証 131世帯 3ヶ月証 78世帯
6ヶ月証 33世帯 資格証明書 5世帯
未交付世帯 133世帯

滞納者対策

- ・滞納繰越額縮減のため、早期催告等により現年度分の完納を促進します。
- ・財産が判明した場合には、早期に催告及び滞納処分を実施します。
- ・給付制限等滞納による不利益を記載した啓発文書を作成し、催告書に同封することにより、早期納付の勧奨を行います。
- ・滞納者世帯には被保険者証を郵送せず、窓口で交付することにより、一部納付及び納税相談に繋がります。
- ・外国語（英語、ベトナム語）表記で税金の制度についてのチラシを作成し、外国人の国保加入時に配布し、税金への理解を促します。（令和3年度から実施）
- ・外国人の滞納者世帯への催告書を外国語（英語、ベトナム語）表記で作成、送付し、納税の勧奨を行います。（令和3年度から実施）
- ・日本年金機構との連携による社会保険資格取得情報に基づく国民健康保険喪失届出勧奨を随時行います。

（４）保険給付の状況

①療養の給付等（診療費、調剤、食事療養費、訪問看護療養費）

年度	件数(件)	費用額(千円)	1人当たり費用額(円)	平均被保険者数(人)
H28	141,817	3,129,730	365,794	8,556
H29	138,589	3,083,734	376,065	8,200
H30	134,571	3,057,980	388,216	7,877
R1	137,030	3,184,775	416,365	7,649
R2	128,109	3,157,299	414,561	7,616

②療養費（柔道整復、鍼灸、マッサージ、補装具等）

年度	件数(件)	費用額(千円)	1人当たり費用額(円)	平均被保険者数(人)
H28	3,942	30,663	3,584	8,556
H29	3,474	27,613	3,367	8,200
H30	3,147	25,312	3,213	7,877
R1	3,193	26,819	3,506	7,649
R2	2,718	22,659	2,975	7,616

③高額療養費（自己負担限度額を超える支給分）

年度	件数(件)	費用額(千円)	1件当たり費用額(円)
H28	4,942	306,202	61,959
H29	4,946	308,615	62,397
H30	5,369	315,064	58,682
R1	5,707	338,104	59,244
R2	5,523	347,960	63,002

(5) 北播各市国民健康保険税率の状況（令和3年度）

		加東市	西脇市	三木市	小野市	加西市
基礎課税 額分 (医療給 付費分)	所得割の税率(%)	7.75	7.34	6.5	8.5	7.7
	被保険者均 等割額(円)	32,000	27,600	25,000	27,400	27,000
	世帯別平等 割額(円)	22,000	20,900	20,000	26,300	26,000
後期高齢 者支援金 等課税額 分	所得割の税率(%)	2.75	2.74	2.3	2.7	2.9
	被保険者均 等割額(円)	11,100	11,100	9,000	8,700	9,000
	世帯別平等 割額(円)	7,600	7,700	7,000	8,700	8,000
介護納付 金課税額 分	所得割の税率(%)	2.48	2.47	2	2.5	2.3
	被保険者均 等割額(円)	12,600	12,900	8,000	9,700	10,000
	世帯別平等 割額(円)	6,400	6,500	6,000	6,500	6,000
合計	所得割の税率(%)	12.98	12.55	10.8	13.7	12.9
	被保険者均 等割額(円)	55,700	51,600	42,000	45,800	46,000
	世帯別平等 割額(円)	36,000	35,100	33,000	41,500	40,000